

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 公共測量の終了……(同)……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……一
- 警察署協議会委員の委嘱……四

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……六
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……(産業労働局商工部地域産業振興課)……七
- 争議行為の予告……(産業労働局雇用就業部労働環境課)……七

告示

●東京都告示第九百七十八号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、江戸川区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十六年七月四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 江戸川区
- 二 測量の種類 公共測量(地籍調査)
- 三 測量の区域 江戸川区篠崎町五丁目及び篠崎町六丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年六月三十日から平成二十七年三月三十一日まで

東京都告示第九百七十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。
平成二十六年七月四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区神田駿河台四丁目及び神田淡路町二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十五年十二月二十六日から平成二十六年六月十日まで

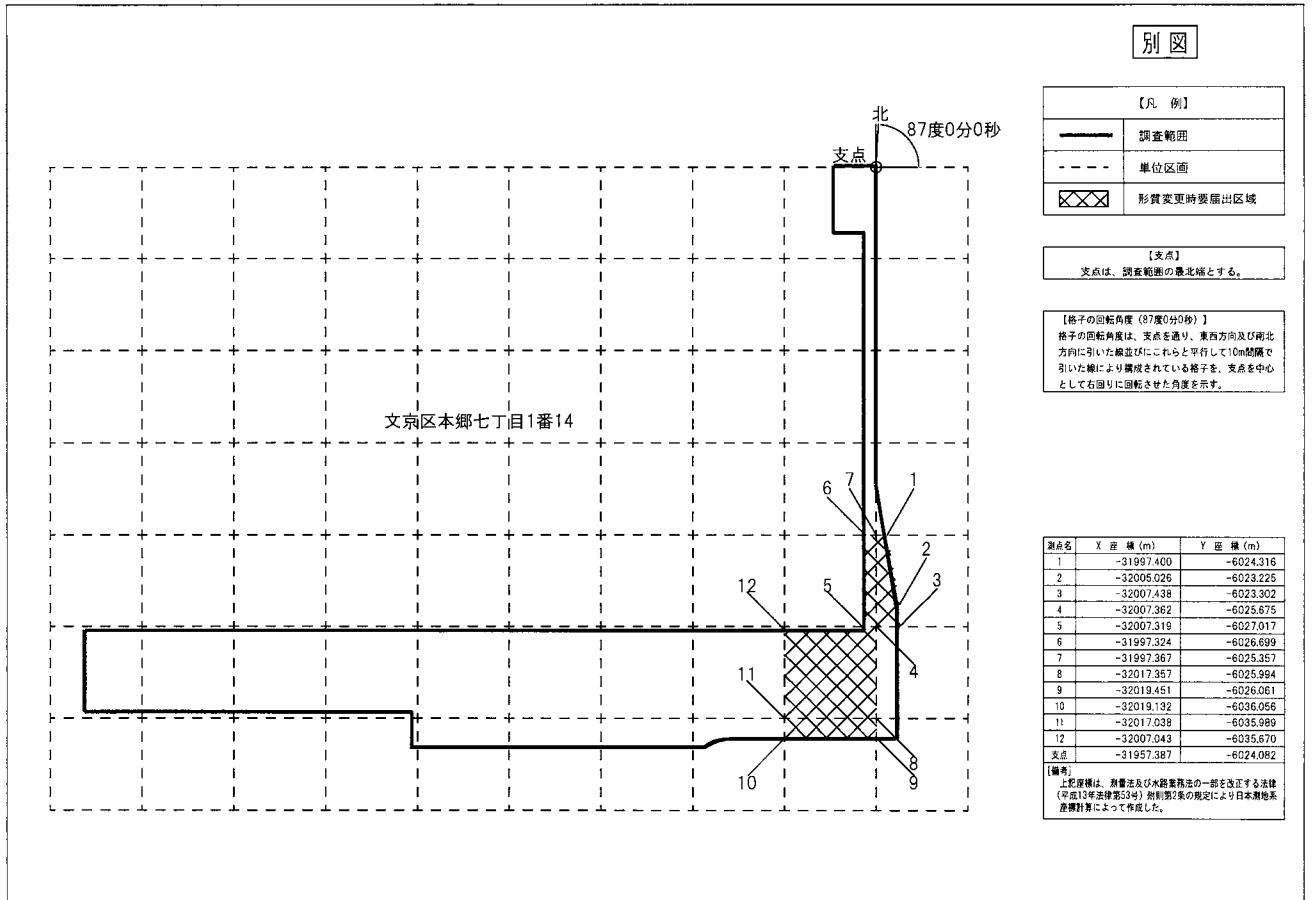
東京都告示第九百八十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十二条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年七月四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区本郷七丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物



●東京都告示第九百八十一号

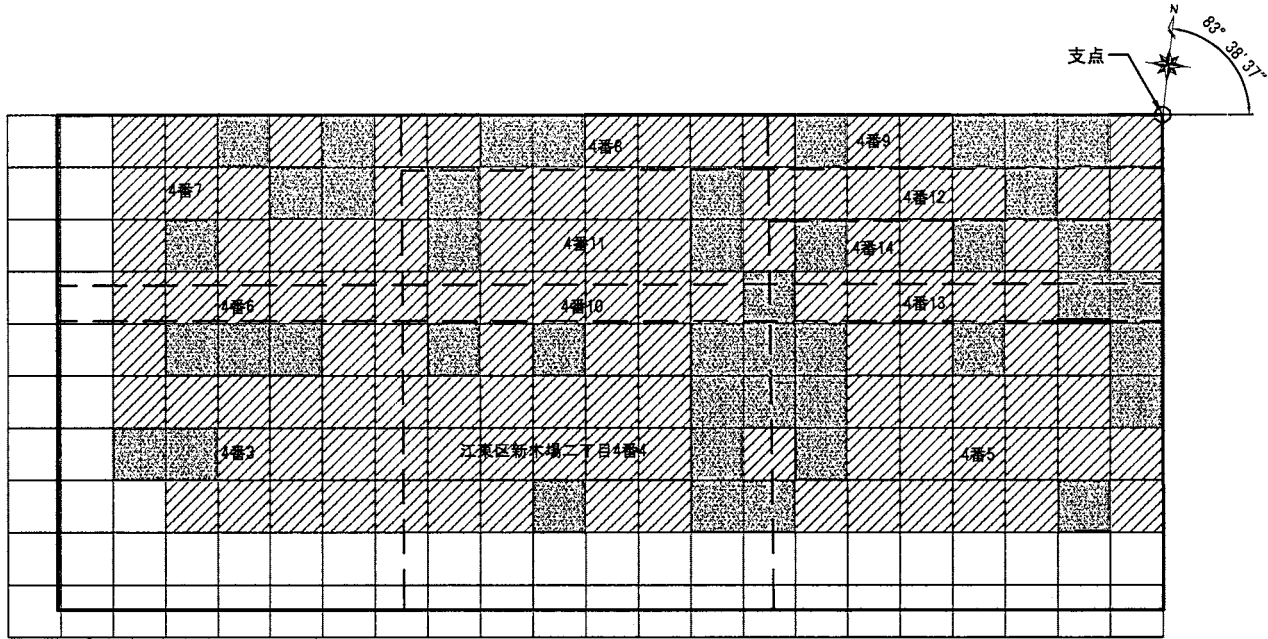
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更所要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更所要届出区域 別図のとおり (江東区新木場二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



- 凡 例
- 単位区画
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - 形質変更時要届出区域
(平成26年東京都告示第890号により指定した区域)
 - 形質変更時要届出区域
(この告示で指定する区域)

【支点】
 支点は、江東区新木場二丁目4番9の最北端とする。

【格子の回転角度(83度38分37秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百八十二号

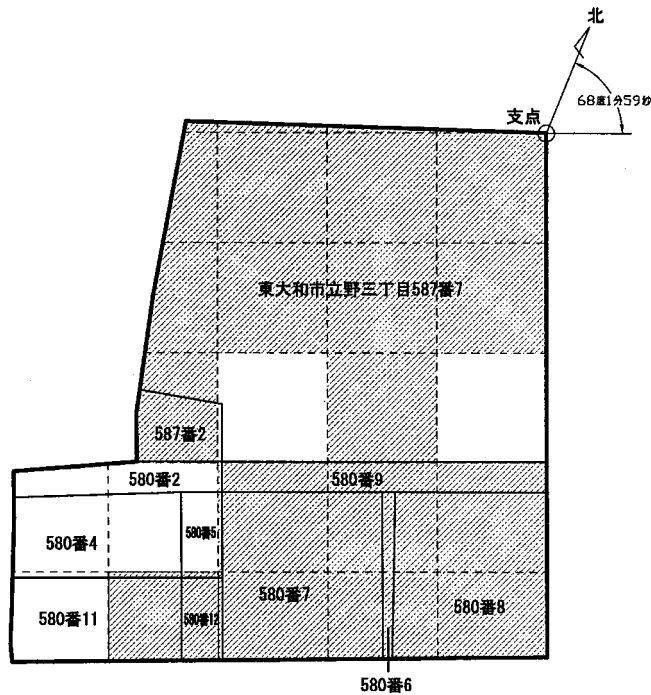
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(東大和市立野三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、テトラクロロエチレン、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例
 - - 単位区画線
 — 筆境界線
 — 敷地境界
 [Shaded Box] 形質変更時要届出区域

〈支点〉
 支点は、敷地境界(東大和市立野三丁目587番7)の最北端とする。

〈格子の回転角度:68度1分59秒〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第217号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、平成26年6月20日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

平成26年7月4日

東京都公安委員会

委員長 仁田 陸 郎

記

警察署協議会名 氏名

警視庁玉川警察署協議会 粕谷 尚 嗣

警視庁渋谷警察署協議会 関 口 充

警視庁戸塚警察署協議会 大塚 亮 英

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

<p>平成二十六年五月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スポーツエデュケーション</p> <p>三 代表者の氏名 山本 美栄子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷四丁目二十五番九号 ブラウンハイ ツ四〇二号室</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、スポーツ指導に関する事業を行い、運動技術向上志向にこだわらず、運動を通しての心身教育を 目指し、子どもの健全育成と成人・高齢者へのスポーツ を通しての健康増進に寄与することを目的とする。(以 上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月二日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぼんぼこ</p> <p>三 代表者の氏名 大潤 和子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市大和田町二丁目二十番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害を持って生まれてきた子どもたちの 乳幼児から成年に至るまでの幅広い年齢を対象とし「和 太鼓」を軸にした表現活動を通じて自らやりたくなる気 持ち、情緒の安定、表現をする喜びを培いながら、身体</p>	<p>機能の向上、学習意欲を高めながら自立発達を促す活動 を行う。</p> <p>また、公演活動を通じて地域社会の人々との交流を図 りながら、その活動が生涯にわたっての生きる喜びであ り、生きがいとなるよう支援していくことを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人杉並区民オペラ</p> <p>三 代表者の氏名 川上 田鶴子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区和田一丁目十一番十五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民並びにオペラ及びクラシッ ク音楽愛好者や演奏家を対象として、合唱団及び管弦楽 団を組織してその運営を行い、鑑賞会、演奏会、公演、 地域住民及び演奏機会に恵まれない人々が気軽に参加で きるコンサートの企画・開催等を行うことにより、我が 国のオペラ及びクラシック音楽の普及啓発に努めるとと もに、地域における多様な年代・属性の住民がオペラ舞 台・クラシック演奏の創作活動を通じて交流を深め、地 域におけるコミュニティ形成を促進し、地域の文化芸術 の振興の一助となることを図り、もって豊かな文化を持 つ社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文 のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年六月四日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人多摩市聴覚障がい者情報活動セン ター</p> <p>三 代表者の氏名 安部 敏紀</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都多摩市中沢二丁目二十二番地の二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、東京都多摩市を中心とする近隣に居住す る聴覚障害者および一般市民を対象として、聴覚障害者 の福祉に関する相談事業、教育事業、普及・啓発事業を 行い、もって福祉の増進と地域社会に寄与することを目 的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
---	--	--

弟を中心とした遊びを通して、患児および家族を支援することにより、患児・家族のＱＯＬ（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を目指す。また事業を通して、家族が命を脅かす病に罹患しても安心して、治療に取り組み、成長し、社会との良循環を生み出せるような関わりの実現を生み出すことを目的とする。（以上原文のまま掲載）

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二日

二 特定非営利活動法人の名称

N P O 法人海外安全・危機管理の会

三 代表者の氏名

長谷川 善郎

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂五丁目二番二十号 赤坂パークビル二階

階

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の個人及び企業、政府その他の団体に對して、主として海外で発生する事件、事故、災害、

緊急事態、感染症、経営上のトラブル等に関わる海外安全・危機管理に有用な事業を行い、被害の防止・軽減及び海外安全・危機管理の啓発と充実を図り、もって、個人及び企業、政府その他の団体の安全・安心と社会の発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アンコール・クライマーズ・ネット

三 代表者の氏名

伊藤 忠男

四 主たる事務所の所在地

東京都調布市多摩川五丁目三番地一 ネオコーポ調布

五〇六

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象に、カンボジア王国でのスポーツクライミングの普及を支援する活動を通じて、カンボジア王国の青少年の健全な育成を図り、日本とカンボジア、アジアの経済活動の活性化と平和の推進に寄与することを目的とする（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 B E L I G H T

三 代表者の氏名

村上 育子

四 主たる事務所の所在地

東京都豊島区東池袋一丁目三十三番一号 九〇二

五 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々が健やかで豊かな人生を創造するために、ヒトとヒトとを結び、モノとコトを考え、有意義な情報を発信し、共有する場を作り、健全な社会環境の整備を推進し、人々の生活の向上と幸福な人生に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人成年後見サポートひの

三 代表者の氏名

小林 久美子

四 主たる事務所の所在地

東京都日野市大字新井七百九十七番地 S V S ビル三〇七

五 定款に記載された目的

この法人は、日野市民に対して、成年後見に関する事業を行い、後見事業に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十六年六月四日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人 Good-Job Now
三 代表者の氏名
萩原 誠

四 主たる事務所の所在地
東京都品川区北品川三丁目六番六号 品川御殿山ビル

五 定款に記載された目的

この法人は、第一線を退いた中高年齢者に対し、これまでの知識、経験を活かせる雇用機会を創出し、仕事を通じて社会に貢献することで、生き生きと充実した生活を実現させ、もって健康で豊かな高齢化社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) 東久留米計画

イ 店舗所在地 東久留米市下里五丁目六百十二番ほか

ウ 設置者名 東久留米卸売市場協同組合ほか一名

(二)ア 店舗名 西武池袋本店・池袋パルコ・池袋ショッピングパーク

イ 店舗所在地 豊島区南池袋一丁目二十八番一号ほか

ウ 設置者名 株式会社セブン&アイ・アセットマネジメントほか六名

(三)ア 店舗名 文京グリーンコート

イ 店舗所在地 文京区本駒込二丁目二十八番十号

ウ 設置者名 科研製薬株式会社ほか一名

(四)ア 店舗名 ドン・キホーテ吉祥寺駅前店

イ 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺南町一丁目九番一号

ウ 設置者名 株式会社ドンキホーテホールディングス

(五)ア 店舗名 イオン板橋店

イ 店舗所在地 板橋区徳丸二丁目六番一号

ウ 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社ほか一名

(六)ア 店舗名 ドリーム1号館

イ 店舗所在地 中野区鷲宮一丁目十七番三号

ウ 設置者名 大野 泰弘

(七)ア 店舗名 ピーコックスストア石川台店

イ 店舗所在地 大田区東雪谷二丁目五番十一号

ウ 設置者名 有限会社山忠不動産

(八)ア 店舗名 イオンモールむさし村山

イ 店舗所在地 武蔵村山市榎一丁目一番地三

ウ 設置者名 三井住友信託銀行株式会社

(九)ア 店舗名 (仮称) 新ROX3

イ 店舗所在地 台東区浅草一丁目二十六番五号

ウ 設置者名 株式会社TORアセットインベストメント

二 東京都の意見の概要

(一) 概要

一(一)から(九)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四條

に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

(二) 意見の通知日 平成二十六年六月十日

三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間 平成二十六年七月四日から同年八月四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

五 縦覧時間

争議行為の予告について

精神医学研究所労働組合執行委員長諸永政廣から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年六月二十五日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年七月四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

夏季一時金における賃金の大幅獲得等の要求に関する事件

二 日時

平成二十六年七月六日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

精神医学研究所附属東京武蔵野病院 板橋区小茂根四丁目十一番十一号

四種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七號
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002